

特集 7 関東大震災 100 年

1

関東大震災の概要

関東大震災は、大正 12 年（1923 年）9 月 1 日 11 時 58 分に発生した、マグニチュード 7.9 と推定される大正関東地震によってもたらされた災害である。埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県及び山梨県で震度 6 を観測したほか、北海道道南から中国・四国地方にかけての広い範囲で震度 5 から震度 1 を観測、死者・行方不明者は約 10 万 5,000 人に及び、全半潰・焼失等の被害を受けた住家は総計約 37 万棟に上った（特集 7-1 表）。

発生時、食事の準備のために多くの家庭で火を使用していたことや、日本海にあった台風による強風もあり、多くの火災が発生し、人的被害の多くは火災によるものであった（火災による死者約 9 万 1,000 人）。

また、火災以外にも、強震、津波、土砂崩れ、液状化など、様々な被害が各地に及んだ。

特集 7-1 表 関東大震災による被害の状況

被害状況		
死者・行方不明者		105,385人 （うち火災による死者 91,781人）
住家被害	全潰	109,713棟 （うち非焼失79,733棟）
	半潰	102,773棟 （うち非焼失79,272棟）
	焼失	212,353棟
	流失・埋没	1,301棟

令和 5 年は発災から 100 年を迎える節目の年であった。消防庁では、関東大震災の経験を生かし、いつか来る災害に備えられるよう、「関東大震災から 100 年。学ぼう防災。守ろう命。」をキャッチフレーズに、国民一人ひとりの防災意識の向上に加え、

地震火災対策の重要性を周知した。



日本橋（1923 年）

関東大震災写真帖（日本聯合通信社編）

2

地震への備え

地震の揺れに対する備えとして、地震が発生したとき取るべき行動や、地方公共団体の取組について紹介する。

（1）地震発生時の適切な行動

地震が発生したとき、あわてずに適切な行動を取るためには、日頃から地震の際の正しい心構えを身につけておくことが重要である。

消防庁では、「消防庁防災マニュアル～震災対策啓発資料～」をホームページで周知しており（参照 URL：https://www.fdma.go.jp/relocation/bousai_manual/index.html）、地震が発生したときの場面別の心構えは次のとおりである。



1.一般住宅・自宅での基本的事項

丈夫な机やテーブルなどの下にもぐり、机などの足をしっかりと握りましょう。また、頭を座布団などで保護し、揺れが収まるのを待ちましょう。

- 突然大きな揺れに襲われたときは、まずは自分の身を安全に守れるように心がけましょう。
- 戸を開けて、出入口の確保をしましょう。
- 棚や棚に乗せてあるもの、テレビなどが落ちてきたりするので、離れて揺れが収まるのを待ちましょう。
- あわてて戸外に飛び出さないようにしましょう。



消防庁防災マニュアル～震災対策啓発資料～

ア 屋内にいるとき

(ア) 自宅

- ・丈夫な机やテーブルなどの下にもぐり、机などの足をしっかりと握る。
- ・頭を座布団などで保護し、揺れが収まるのを待つ。
- ・戸を開けて、出入口を確保する。
- ・あわてて戸外に飛び出さない。

(イ) 寝ているとき

- ・揺れで目覚めたら寝具にもぐりこむ。
- ・枕元に厚手の靴下やスリッパ、懐中電灯、携帯ラジオなどを準備しておく。

(ウ) エレベーター

- ・全ての階のボタンを押し、最初に停止した階で降りる。
- ・同様に閉じ込められている人も大勢いると予想されるため、すぐに救助されるとは限らない。
- ・エレベーターに閉じ込められても、焦らず冷静になって「非常用呼出しボタン」等で連絡を取る努力をする。

(エ) 地下街

- ・バッグなどで頭を保護し、揺れが収まるのを待つ。
- ・停電になっても、非常照明がつくまでむやみに動かない。
- ・地下街では60メートルごとに非常口が設置されているため、一つの非常口に殺到せずに落ちて着いて地上に脱出する。
- ・脱出するときは、壁づたいに歩いて避難する。

イ 屋外にいるとき

(ア) 住宅地

- ・路地にあるブロック塀や石塀は、強い揺れで倒れる危険があるため、揺れを感じたら塀から離れる。
- ・電柱や自動販売機も倒れてくることがあるため、そばから離れる。

(イ) オフィス街・繁華街

- ・窓ガラスや看板などが落下することがあるため、鞆などで頭を保護し、できるだけ建物から離れる。

(ウ) 山・丘陵地

- ・地盤がゆるみ崩れやすくなっている可能性があるため、崖や急傾斜地など危険な場所には近づかない。

(2) 防災拠点となる公共施設等の耐震化

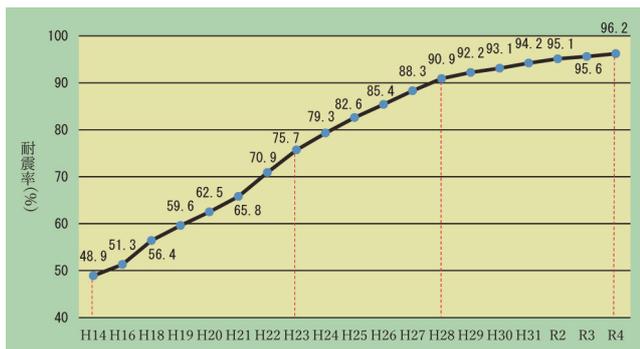
地方公共団体の公共施設等は、多数の利用者が見込まれるほか、地震災害の発生時には災害応急対策の実施拠点や避難場所・避難所になるなど、防災拠点として重要な役割を果たしている。阪神・淡路大震災や東日本大震災、平成28年熊本地震においては、地震等による公共施設等の被災により、地方公共団体の災害応急対応に支障が生じており、防災拠点となる公共施設等の耐震化を実施することが重要である。

消防庁では、平成13年度に「防災拠点となる公共施設等の耐震化推進検討委員会」を開催し、地方公共団体が所有又は管理する公共施設等について、耐震診断及び改修実施状況等について調査を実施し、「防災拠点となる公共施設等の耐震化推進検討報告書」として取りまとめた。平成17年度からは毎年度、その進捗状況を確認するため、調査を実施している。

ア 耐震率の推移

特集7-1図に示すとおり、調査を開始した平成14年4月時点における耐震率（全ての防災拠点となる公共施設等における耐震性が確保されている施設の割合）は48.9%と半数に満たなかったが、その後上昇を続け、平成23年3月の東日本大震災直後には75.7%となった。平成28年3月には耐震率が初めて90%を超え、令和4年10月時点では96.2%となっている。

特集 7-1 図 防災拠点となる公共施設等の耐震率の推移



イ 施設区別の耐震率

令和4年10月時点における耐震率を公共施設等の区別に整理したものを**特集 7-2 表**に示す。

文教施設や消防本部・消防署所等の耐震率が高い一方で、県民会館・公民館等や警察本部・警察署等の耐震率は9割に届いておらず比較的低い傾向にある。

なお、災害対策基本法に基づく災害対策本部が設置される庁舎等（以下、本特集において「災害対策本部設置庁舎」という。）の耐震率については、都道府県では95.7%、市町村では89.7%であり、耐震性を有する施設を代替庁舎として指定しているものを含めると都道府県では100%、市町村では99.7%となっている。

特集 7-2 表 施設区別の耐震率

社会福祉施設	93.2%	診療施設	95.1%
文教施設（校舎、体育館）	99.6%	警察本部・警察署等	86.8%
庁舎	92.0%	消防本部・消防署所	95.7%
県民会館・公民館等	89.1%	※ その他	91.6%
体育館	90.1%	（8区分以外の指定緊急避難場所又は指定避難所に指定している施設）	

ウ 小括

調査結果から、防災拠点となる公共施設等の耐震化は着実に進んでいる。

しかし、県民会館・公民館等をはじめ依然として耐震性が確保されていない施設もある。消防庁では、地方公共団体が実施する防災拠点となる公共施設等の耐震化にかかる費用に対しては、緊急防災・減災事業債の対象とすることにより、地方公共団体の耐震化の取組を支援している。

（3）地方公共団体における業務継続性の確保

地震等による大規模災害が発生した際、地方公共団体は、災害応急対策や災害からの復旧・復興対策の主体として重要な役割を担うことから、非常事態であっても優先すべき業務を的確に行えるよう、業務継続計画の策定等により、業務継続性を確保することが極めて重要である。

しかし、東日本大震災では、津波により庁舎や職員が被災した市町村も多く、一時的に行政機能が失われる深刻な事態に陥るなど、その業務の実施は困難を極めるものとなり、地方公共団体における業務継続計画の策定の必要性が改めて認識された。

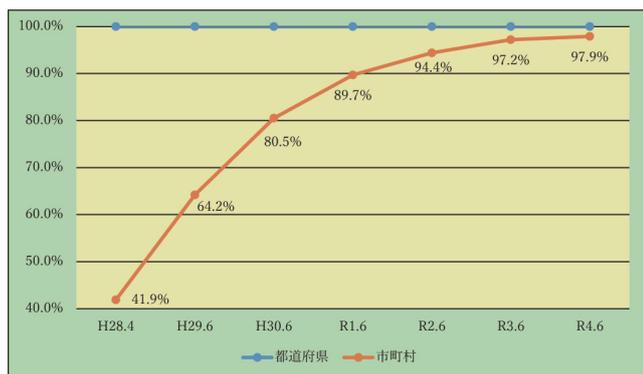
こうしたことから、国においては平成27年5月に「市町村のための業務継続計画作成ガイド」を、平成28年2月に「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」（以下、本特集において「手引き」という。）をそれぞれ策定し、より実効性の高い業務継続計画の策定を促している。

ア 業務継続計画の策定状況

消防庁では、地方公共団体における業務継続計画の策定状況について調査を実施している。**特集 7-2 図**に示すとおり、計画の策定率について、令和4年6月現在で都道府県においては全ての団体で策定が完了している。市町村においては策定率が97.9%となっており、平成28年4月から56.0ポイント上昇している。

しかし、手引きにおいて、業務継続計画の中核となり、その策定に当たって必ず定めるべき特に重要な要素として示された6要素（**特集 7-3 表**）の策定状況は**特集 7-3 図**に示すとおりである。業務継続計画を策定済みの団体のうち6要素の全てを策定済みの団体は、都道府県が91.5%、市町村が40.4%となっており、特に市町村における割合は依然として低くなっている。

特集7-2 図 地方公共団体における業務継続計画の策定率の推移



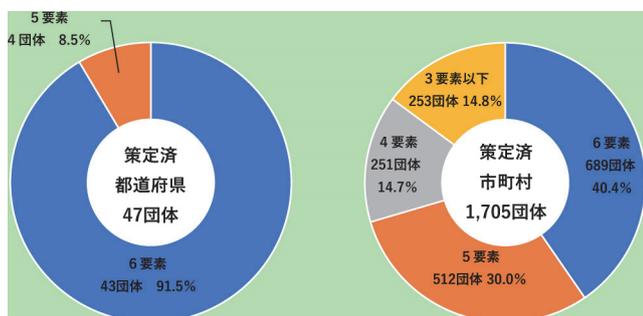
特集7-4 図 災害対策本部設置庁舎における非常用電源の地震対策の実施率の推移



特集7-3 表 業務継続計画の特に重要な6要素

(1) 首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制	(4) 災害時にもつながらやすい多様な通信手段の確保
(2) 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定	(5) 重要な行政データのバックアップ
(3) 電気、水、食料等の確保	(6) 非常時優先業務の整理

特集7-3 図 業務継続計画策定済団体における特に重要な6要素の策定状況



イ 災害対策本部設置庁舎の非常用電源の整備

また、非常用電源が大規模地震発生時であっても適切に機能するよう、非常用電源が設置されている建物の耐震化又は免震化や、非常用電源及び燃料タンク等の転倒防止措置などの地震の揺れへの対策も重要である。

非常用電源設置済団体における地震の揺れへの対策の実施状況は特集7-4 図に示すとおりであり、令和4年6月時点で、都道府県においては全ての団体で対策済みである。また、市町村においては対策実施率が89.5%となっており、平成28年4月から13.9ポイント上昇している。

ウ 消防本部等の非常用電源の整備

消防庁では、消防本部及び署所の庁舎が地震災害、風水害時等において災害応急対策の拠点としての機能を適切に発揮するため「消防力の整備指針」

(平成12年消防庁告示第1号)第23条により、消防本部等への非常電源設備等の設置を定めている。

令和3年10月1日時点で、全体の97.5%で非常用電源が設置されており、未設置施設についても代替手段が確保されている。また、非常用電源が設置されている消防本部等のうち91.0%で地震対策(建物耐震化、設備の転倒防止措置等)が講じられている。

エ 小括

調査結果から、地震等による大規模災害の発生に備えた業務継続計画の策定率及び非常用電源の整備率はいずれも9割を超えている。しかし、特に重要な6要素全てを網羅した業務継続計画を策定済みの市町村の割合は40.4%と依然低い。また、災害対策本部設置庁舎の非常用電源の市町村における地震対策実施率は9割に達していない。

したがって、消防庁では引き続き、特に重要な6要素全てを網羅した業務継続計画の策定を支援するとともに、地方公共団体が実施する自治体庁舎等における非常用電源の整備・機能強化に係る費用に対し緊急防災・減災事業債の対象とすることにより支援している。

(4) おわりに

関東大震災の発生から100年が経過し、比較的最近でも東日本大震災や平成28年熊本地震、平成30年北海道胆振東部地震など大規模地震災害が発生し

ている。

また、首都直下地震や南海トラフ地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震など、近い将来発生が懸念されている大規模地震に対して、被害想定の実施や基本計画の策定などにより、対策が進められている。

今回紹介した防災拠点となる公共施設等の耐震化や業務継続性の確保の取組などにより、地方公共団体の消防防災体制が一層強化され、現在対策が進められている各大規模地震の被害の軽減・最小化につながるよう取り組んでいく。

3

地震火災への備え

(1) 地震火災について

関東大震災では、かまどや七輪等からの出火、新潟地震では、ガス・石油機器関係の出火が多く見られた。使用している機器や燃料等の生活様式と安全対策の変化により、その出火原因も変化しており、近年の大規模地震においては、電気に起因する通電火災等が多く見られるようになっている。

通電火災とは、地震の揺れにより転倒した暖房機器等の燃焼機器が再通電後に周辺の可燃物（絨毯など）に接触すること、揺れにより損傷した電気機器・配線が再通電時にショートすること等により発生する火災のことを指す。

なお、地震のみならず、最近の風水害においても浸水で損傷した電気機器等から同様の要因により通電火災が発生しており注意が必要である。

ここでは、地震火災対策として消防庁が注意喚起のために作成した「地震火災を防ぐ 15 のポイント」「地震火災～あなたの命を守るために出来る事～」(参照 URL : <https://www.fdma.go.jp/mission/prevention/suisin/post-2.html>) などの資料を基に、地震火災の出火防止対策を中心に紹介する。



消防署からのお知らせです
地震火災を防ぐポイント
地震火災対策きちんと出来ていますか？

事前の対策

- 住まいの耐震性を確保しましょう
- 家具等の転倒防止対策（固定）を行いましょう
- 感震ブレーカーを設置しましょう
- ストープ等の暖房機器の周辺は整理整頓し、可燃物を近くに置かないようにしましょう
- 住宅用消火器等を設置し使用方法について確認しましょう
- 住宅用火災警報器を設置しましょう

※交換の際は通電型住宅用火災警報器などの付加機能を確認を併せ持つ機器へ交換しましょう
※設置場所については消防庁長官で定められています。

地震直後の行動

- 停電中は電気器具のスイッチを切るとともに、電源プラグをコンセントから抜きましょう。避難するときはブレーカーを落としましょう
- 石油ストーブや石油ファンヒーターからの油漏れの有無を確認しましょう

地震発生からしばらくして（電気やガスの復旧、避難からもどったら）

- ガス機器、電気器具及び石油器具の使用を再開するときは、機器に破損がないこと、近くに燃えやすいものがないことを確認しましょう
- 再通電後は、しばらく電気器具に異常がないか注意を払いましょう（煙、におい）

日頃からの対策

- 消防団や自主防災組織等へ参加しましょう
- 地域の防災訓練へ参加するなどし、発災時の対応要領の習熟を図りましょう

お問い合わせ先



地震火災対策をまとめたリーフレット
「地震火災を防ぐポイント」

(2) 出火防止対策

地震火災を防ぐための主な出火防止対策について紹介する。

ア 住宅・家具の倒壊・転倒防止等

過去の震災では、住宅や家具（タンス・書棚等）の倒壊・転倒により多くの方が亡くなっており、住宅の耐震化・家具の転倒防止が重要であることは言うまでもない。

家具の転倒防止は、直接的な人的被害の軽減、避難経路の確保にも有効であるだけでなく、家具の転倒による燃焼機器・電気機器等の損傷を防ぐ効果も期待できる。

そのほか、日頃から身の回りを整理し、安全装置が付いた燃焼機器・電気機器等を使用することも有効である。このため、以下のことが重要である。

- (ア) 住まいの耐震性を確保する。
- (イ) 家具等の転倒防止対策（固定）を行う。
- (ウ) 日頃からストーブ等の暖房機器の周辺は整理整頓し、可燃物を近くに置かない。
- (エ) 安全装置の付いた燃焼機器・電気機器等を使用する。

イ 防災機器等の使用

地震発生直後は、身の安全の確保が第一であり、現場の混乱などからブレーカーを落とす、プラグをコンセントから抜く等の対策をすることが困難である場合も想定されるため、感震ブレーカーなどの防災機器の使用が有効である。

なお、感震ブレーカーが地震の揺れを検知し、直ちに通電を遮断すると、夜間の地震の場合は避難の支障になることも考えられる。分電盤タイプの感震ブレーカー等では、感震後、通電を遮断するまでの猶予時間を設定できるため、停電していない場合は宅内の照明を地震直後も使用し、一定時間ののち通電を遮断することができ、特に夜間の避難に有効である。

- (ア) 住宅用分電盤の機能を充実させる（漏電ブレーカー、コード短絡保護機能等）。
- (イ) 感震ブレーカーを設置する。
- (ウ) 在宅用医療機器等を設置している場合、停電に対処できるバッテリー等を備える。
- (エ) 夜間の避難に備え、停電時でも作動する足下灯や懐中電灯などの照明器具を用意し、寝室

からの避難路を確認しておく。

ウ 停電時・避難時の対策

地震後、停電により燃焼機器・電気機器等への電力供給が停止することがあるが、停電から復旧した際、停電前に使用していた機器等に異常が生じても気が付きにくく、損傷した機器等により火災に至る場合がある。このため、以下のことが重要である。

- (ア) 停電中は燃焼機器・電気機器等のスイッチを切り、電源プラグをコンセントから抜く。
- (イ) 停電中に自宅から離れる（避難する）際は、ブレーカーを落とす。

エ 停電からの復旧（再通電）時の対策

燃焼機器・電気機器等を使用する場合は、地震により損傷がないか確認する必要がある。

また、地震の揺れにより転倒した暖房機器等の燃焼機器の付近に可燃物があり、その後、暖房機器に再通電された際に可燃物に着火する可能性があるので注意が必要である。このため、以下のことが重要である。

- (ア) 燃焼機器・電気機器等が破損・損傷していないか、燃えやすいものが近くにないかなどの安全を確認してから機器を使用する。
- (イ) 燃焼機器・電気機器等の故障等により、再通電後、しばらくたってから火災になることもあるため、再通電後は余震に注意しつつ、家の中に留まり、煙の発生や異臭などの異常を発見した際は、直ちにブレーカーを落とし、消防機関に連絡する。

(3) 火災の早期覚知、初期消火対策

万が一、地震火災が発生してしまった場合でも、火災の延焼、大規模化を防止するために、火災の早期覚知、初期消火が重要である。火災の発生に備え、以下のような対策が有効である。

ア 住宅用火災警報器

火災の早期覚知のためには、住宅用火災警報器の設置が有効である。住宅用火災警報器とは、火災により発生する煙や熱を感知し、音や音声により警報を発して火災の発生を知らせてくれる機器で、機器本体を天井や壁に設置するだけで機能を発揮する。

なお、消防庁では、地方公共団体が実施する住宅

用火災警報器の設置に係る広報等に対し、地方交付税措置を講じている。

イ 住宅用消火器等

火災の初期消火のためには、住宅向けの消火器等を準備しておくことが有効である。住宅で使用しやすいように開発されたものとして住宅用消火器があり、一般の消火器に比べ軽量で、消火器内部の点検が不要（使用期限があるので、約5年ごとの定期的な交換は必要。）などの特徴がある。その他、比較的初期段階の火災に有効で、消火器の補助的な役割の消火用具として、更に軽量なエアゾール式簡易消火具といったものもある。

（4）対策の効果等

阪神・淡路大震災調査報告建築編（阪神・淡路大震災調査報告編集委員会）によると、阪神・淡路大震災における初期消火の実施率は全体の約半数、そのうち初期消火に成功したのは約4割である。初期消火の方法別に見ると、最も消火成功率の高かったのは消火器によるものであり、成功率は約5割である。このことから、初期消火の実施率が100%かつ初期消火が消火器で実施された場合、出火件数は半減し、その結果、被害を大幅に減少させることができる。

また、今回紹介した通電火災対策等の推進により、更に被害を軽減することができる。

内閣府の試算によると首都直下地震の焼失棟数は、電気火災対策で1/2、さらに初期消火成功率の向上により、1/20まで減少できるとされている。

消防庁では、毎年、春と秋の全国火災予防運動等を通じ、「地震火災を防ぐ15のポイント」等を活用し周知している。今後も引き続き、地震火災を含めた火災予防に取り組み、火災被害の軽減を図っていく方針である。

4

消防庁の取組等

災害を防ぐことはできなくても、備えることはできるため、関東大震災の経験を生かし、いつか来る災害に備えられるよう、消防庁は、国民一人ひとりの防災意識の向上に加え、地震火災対策の重要性を周知するための取組を行うこととした。「関東大震

災から100年。学ぼう防災。守ろう命。」というキャッチフレーズを掲げ、広報、イベント、セミナー、訓練などの分野で、様々な取組を実施した。以下に、取組の例を紹介する。

（1）広報

ア インターネットを活用した広報

消防庁ホームページに関東大震災特設ページを作成し、関東大震災の概要をはじめ、地震発生時に取るべき行動についての啓発資料、地震火災対策の啓発資料、自主防災組織や消防団等の防災に関する組織に関する情報、火災旋風の実験映像等を掲載した。

また、関東大震災100年関係のイベント等を行った際は、X（旧Twitter）での情報発信を行った。

イ アニメとタイアップした広報

アニメ「め組の大吾 救国のオレンジ」とタイアップし、関東大震災100年を伝えるポスターを作成した。また、「め組の大吾 救国のオレンジ」の声優3名とタイアップし、地震火災対策にも効果的な、住宅用火災警報器の推進をテーマとしたポスターを作成した。これらを全国の消防本部等に配布し、広報を実施した。

ウ 広報媒体を活用した広報

毎月発行している広報誌「消防の動き」9月号に、関東大震災100年に関する消防庁の取組等を掲載したほか、年1回発行している消防大学校の機関誌「消防研修」において、関東大震災100年をテーマに有識者による地震対策等に関する寄稿、国や地方公共団体の取組等を掲載した。

（2）イベント

ア こども震が関見学デーにおける啓発

令和5年8月2日及び3日に開催されたこども震が関見学デーで、関東大震災100年に関する啓発資料等を展示した。こども震が関見学デーは、各府省庁等が連携し、所管の業務説明や関連業務の展示等を行うことにより、子供たちに広く社会を知ってもらうこと、政府の施策に対する理解を深めてもらうこと、活動参加を通じて親子の触れ合いを深めてもらうことを目的としている。本イベントで、地震や地震火災への対策の解説資料及び東京消防庁が保有

する過去の地震被害の写真を展示するとともに、公益財団法人 東京防災救急協会作成の関東大震災関係の動画を放映した。

イ ぼうさいこくたい 2023 における啓発

令和5年9月17日及び18日に開催された防災推進国民大会（ぼうさいこくたい）2023において公益財団法人 日本消防協会が主催したシンポジウム「横浜の関東大震災体験、そして今後の災害対応」に協力団体として参加した。パネリストとして消防庁国民保護・防災部長が参加し、関東大震災の被害や復興に伴うまちづくり、地域防災力の向上などの今後の大災害への備え等について議論した。

ウ その他のキャンペーンにおける啓発

9月の「老人の日」及び「敬老の日」の時期に合わせ、高齢者やその家族に対して火災予防を促す防火防災キャンペーンにおいて、地震火災を含む火災予防対策についてリーフレットによる普及・啓発を実施した。

また、令和5年11月9日から15日まで実施した秋季全国火災予防運動の実施通知においても、地震火災対策の推進等に係る一層の取組を促した。

（3）セミナー

ア 全国消防技術者会議の特別講演

全国の、消防に関わる技術者が消防防災の科学技術に関する調査研究、技術開発等の成果を発表するとともに、他の発表者や聴講者と討論を行う場として開催している全国消防技術者会議を令和5年度は11月16日及び17日に開催した。その中で、「関東大震災でなぜ東京は最大の被害を出したのか？—大火災の原因とその後—」と題した特別講演が名古屋大学減災連携研究センターの武村雅之特任教授によって行われた。

また、このほかにも、消防庁職員が講師を務める各種研修の機会をとらえて、関東大震災100年に関する啓発を実施した。

（4）関東大震災100年を踏まえた訓練

ア 緊急消防援助隊地域ブロック合同訓練（大規模地震を想定した訓練）

令和5年度には緊急消防援助隊地域ブロック合同訓練（受援応援訓練）を全国6か所で開催している

が、当該訓練は、大規模な地震等により、建物倒壊、土砂災害、火災、交通事故等が多発的に発生したことを想定して行った。

また、9月1日に実施された「防災の日」総合防災訓練、同日の相模原市における九都県市合同防災訓練（九都県市主催）と連携して実施した被災地への現地調査訓練、12月5日に実施された緊急災害現地対策本部運営訓練、12月15日に実施された首都直下地震対処訓練等、内閣府防災等が主催する各種訓練に参加した。